

答申

1. 審査案件

三重県地域がん登録事業への参画
(所管課：上野総合市民病院医療事務課)

2. 個人情報の内容

平成23年4月1日以降に上野総合市民病院で受診したがん患者の診療情報で「三重県悪性新生物患者届」に記載の個人情報
(医療機関、患者ID、氏名、性別、生年月日、診断名、病理診断名、診断情報、病期、初回診療、死亡年月日)

3. 提供の相手先

三重県地域がん登録室

4. 審査会の意見

三重県悪性新生物患者届出票に記載の個人情報を提供することは、三重県地域がん登録事業の目的である「がんに関わる医療情報を収集・解析することにより、がんの罹患の実態を把握し、効果的ながん対策の推進を図ること」を達成するために公益上合理的な理由があり、伊賀市個人情報保護条例第8条第1項の利用及び提供の制限の例外規定である同条第1項第7号に規定する「公益上の必要その他相当の理由がある」場合に該当すると認められる。

5. 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
平成25年6月18日	諮問書受理
平成25年7月19日	所管課に理由説明求む 審議 答申 (第1回審査会)